

アルコール健康障害対策推進基本計画改定の方向性 (2. 不適切な飲酒の誘引の防止)

- これまでのアルコール健康障害関係者会議（第30回～第34回）において出された意見等を踏まえ、次期計画における「2. 不適切な飲酒の誘引の防止」については以下のような方向性としてはどうか。

(基本的施策本文)

- 酒類業界は、不適切な飲酒を誘引することのないよう、広告・宣伝に関する**自主基準について、業界内での周知徹底**を図り、遵守を継続するとともに、**必要に応じ自主基準の見直しを行う**ことについて記載してはどうか。また、**酒類の交通広告については、特段の配慮を行う**ことについて記載してはどうか。
- 酒類業界は、いわゆるストロング系アルコール飲料の普及が進んでいることや、「飲酒ガイドライン」の内容、活用・周知の状況や**業界内での合意事項も踏まえ、酒類の容器へのアルコール量の表示の取組を推進する**ことについて記載してはどうか。
- 酒類業者には、致酔性、依存性等の酒類の特殊性を踏まえた販売価格を設定することや、**20歳未満の飲酒防止、飲酒に起因する各種の事件、事故、トラブルの防止や、泥酔者等への酒類販売防止等の社会的要請への配慮を行う**ことが望まれることについて記載してはどうか。
- 酒類業界は、アルコールの飲酒による影響は性別・年齢・体質などにより個人差があることを理解し、**20歳未満の者の飲酒その他の不適切な飲酒の防止を訴求する動画や学習用ツールなどのコンテンツを作成し、啓発活動に努める**こと、啓発活動の実施に際しては、より効果的に実施する観点から、**業界団体間や企業内での連携を一層推進する**ことについて記載してはどうか。